

令和 7 年 6 月 30 日

石川県知事 殿

石川県金沢市鞍月 5 丁目 128 番地
医療法人社団 しま矯正歯科
理事長 嶋 浩人

決 算 届

令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日までの決算を終了したので、医療法第 52 条第 1 項及び同法施行規則第 33 条の 2 の 1 第 1 項の規定により届出します。

(添付書類)

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 関係事業者との取引の状況に関する報告書
- 6 監事監査報告書
- 7 医療法第 51 条第 2 項の医療法人にあっては、公認会計士又は監査法人の監査報告書
- 8 社会医療法人にあっては、医療法第 42 条の 2 第 1 項第 1 号から第 6 号までの要件に該当する旨を説明する書類
- 9 社会医療法人債を発行した医療法人にあっては、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表
- 10 医療法第 51 条第 2 項の医療法人（社会医療法人債を発行した医療法人を除く。）にあっては、純資産変動計算書及び附属明細表

- (注) 1 毎会計年度終了後 3 月以内に届出すること。
2 副本と合わせ 2 部届出すること。



事 業 報 告 書
(自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 31 日)

33

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団 しま矯正歯科
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☒ その他
- ③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

- (2) 事務所の所在地 石川県金沢市鞍月 5 丁目 128 番地

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

- (3) 設立認可年月日 平成 27 年 10 月 20 日

- (4) 設立登記年月日 平成 27 年 11 月 2 日

- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
	省略	

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	しま矯正歯科	石川県金沢市鞍月 5 丁目 128 番地	病床無し

注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。

3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
該当無し		

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
該当無し		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 6年 5月 30日 令和 5年度決算の承認

令和 7年 3月 27日 令和 7年度予算案の承認

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

- (5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

該当なし

- (6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

該当なし

- (7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

該当なし

- (8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

該当なし

- (9) その他

該当なし

様式 3

法人名 医療法人社団 しま矯正歯科
所在地 石川県金沢市鞍月5丁目128番地

※医療法人整理番号 0 0 0 3 3

財 産 目 録
(令和7年3月31日現在)

1. 資 産 額	179,845 千円
2. 負 債 額	89,422 千円
3. 純 資 産 額	90,423 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	164,479
B 固 定 資 産	15,366
C 資 産 合 計 (A + B)	179,845
D 負 債 合 計	89,422
E 純 資 産 (C - D)	90,423

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物	(☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 4 - 4

法人名 医療法人社団 しま矯正歯科
 所在地 石川県金沢市鞍月5丁目128番地

※医療法人整理番号 0 0 0 3 3

貸 借 対 照 表
 (令和 7 年 3 月 3 1 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	164,479	I 流 動 負 債	15,372
II 固 定 資 産	15,366	II 固 定 負 債	74,050
1 有 形 固 定 資 産	13,324	負 債 合 計	89,422
2 無 形 固 定 資 産	1,977	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	66	科 目	金 額
III 繰 延 資 産	0	I 基 金	5,000
		II 利 益 剰 余 金	85,423
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	90,423
資 産 合 計	179,845	負債・純資産合計	179,845

様式 5 - 2

法人名 医療法人社団 しま矯正歯科
所在地 石川県金沢市鞍月5丁目128番地

※医療法人整理番号 0 0 0 3 3

損 益 計 算 書
(自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 3 1 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	117,209
2 事業費用	117,692
本来業務事業損失	483
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	483
II 事業外収益	563
III 事業外費用	0
経常利益	80
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	80
法人税等	3,245
当期純損失	3,165

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

法人名 医療法人社団 しま矯正歯科
所在地 石川県金沢市鞍月5丁目128番地

※医療法人格理番号 0 0 0 3 3

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

医療法人社団 しま矯正歯科
理事長 嶋 浩人 殿

私は、医療法人社団 しま矯正歯科の令和 6 年会計年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、診療所において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、税務会計基準に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、税務会計基準に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 7 年 5 月 29 日

医療法人社団 しま矯正歯科
監事 後出 雅敏